平成２３年（フ）第１４５１号
さいたま市南区大字太田窪2239番地３　ドエル南浦和301
債務者　志津　三郎
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９１号
埼玉県幸手市栄６番５―505号
債務者　山口　浩一
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
千葉県銚子市清川町１丁目664番地
債務者　石毛百合子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
新潟県見附市熱田町329番地３
債務者　小林　伸江
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１８３号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟606号
債務者　大川ソシマこと　ＯＫＡＷＡ　ＺＯＳＩＭＡ　ＡＮＤＲＥＳ
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８９１号
大阪市旭区新森４丁目12番15―503号
債務者　丸井　潤二
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―813号
債務者　久木原フォト企画こと　久木原勝信
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５８号
大阪府八尾市南木の本６丁目54番地の２　富士マンション203号
債務者　長谷川匡伸
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１７号
大阪府大東市氷野２丁目６―40、住民票上の住所大阪府守口市八雲東町２丁目５番４―202号
債務者　小原　啓一
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３４３号
大阪市住吉区我孫子２丁目10番28―201号
債務者　北川　裕之
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８９号
大阪府枚方市東中振１丁目７番23―403号
債務者　島津　香織
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９０号
大阪府東大阪市柏田西１丁目10番17号
債務者　廣島　京美
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９８号
大阪市西成区梅南３丁目７番30号湯田方
債務者　フレンドリー友こと　岸田　艶子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３８号
大阪市東成区大今里南１丁目８番20―701号
債務者　越智　秀雄
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３９号
大阪市東成区大今里南１丁目８番20―701号
債務者　越智佐智子
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９３号
大阪府八尾市大窪420番地　岩崎住宅北棟、前住所大阪府泉佐野市鶴原1824番地の４
債務者　森山　浩典
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１２号
大阪府高槻市名神町７―18、住民票上の住所滋賀県守山市播磨田町435番地２　ラフィーネ守山110号
債務者　富永　純一
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９６号
大阪市此花区西九条４丁目８番５号　アムズ西九条202号
債務者　弓場　義文
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部